本宮市

第32号
令和６年２月１日発行

農業委員会だより

●ざる菊を栽培　※花の里ながやの皆さまです
～花の里ながや（長屋地区）の取り組み～
●２面に特集記事があります。

主な内容

・稲沢ふれあいまつりが開催……………………２面
・ざる菊を栽培……………………………………２面
・家庭菜園を紹介します！………………………３面
・農業歴史スポット………………………………３面
・農地等の利用に関する意見書を提出……４面
・タブレットを導入しました……………………４面
・福島県下農業委員会大会に参加…………４面
・地域計画作成に向けて…………………………５面
・認定農業者になってみませんか…………６面
・有害鳥獣から農地を守ろう……………………７面
・農業者年金に加入しましょう…………………８面
など

稲沢ふれあいまつりが開催
～白沢長芋生産組合がとろろ芋をPR～

11月26日、稲沢産業センター前広場で「稲沢ふれあいまつり」が開催され、「白沢長芋生産組合」が本市の特産品であるとろろ芋（長芋）の販売を行いました。

同祭りは、新型コロナウイルスの影響などにより、中止が続いておりましたが、今回は4年ぶり、19回目の開催となりました。

同組合のとろろ芋（長芋）は、粘りが強く味が濃いことが特徴で、売れ行きは非常に良く、販売を通して本市特産品をPRしました。

（情報員　渡辺 善幸）

稲沢ふれあいまつり会場の様子

とろろ芋を販売

ざる菊を栽培
～花の里ながや（長屋地区）の取り組み～

長屋地区を中心に四季を通した花を植え、住民の心の安らぎとなごみの場所を提供することを目的に「花の里ながや」が、ざる菊の栽培に取り組みました。

ざる菊は、約2千㎡の遊休農地を利用して栽培を行いました。春に苗植えをし、秋には見頃を迎え、七色の色鮮やかなざる菊は、道を歩く人に安らぎや笑顔を与えました。

同団体の代表である菅野君子さんは「毎年、上手な時と不出来な時がありますが、今後も会員たちと協力して、楽しく活動を行い、見る人に幸せになってもらいたい」と語っていました。

（情報員　川名 良子）

色鮮やかなざる菊

春に苗植え作業

家庭菜園を紹介します！

松沢地区の三瓶芳子さん、荒川京子さん、三瓶トシ子さんは畑を利用し、3人で仲良く家庭菜園を行っています。

なす、キュウリ、トマト、大根、白菜など、季節に応じていろいろな野菜をつくっており、収穫した野菜は、3人で分かち合って味わっています。それぞれの家庭でも新鮮な旬の野菜として喜ばれており、野菜作りの励みとなっています。

また、空きスペースには、芝桜、朝顔、マリーゴールド、コスモスなど、季節の花々を植えており、道行く人々を、和ませています。

何かを育ててみたいと考えている方は、収穫の喜びを味わえる家庭菜園に挑戦してみてはいかがでしょうか。

（情報員　川名 良子）

仲良く家庭菜園を行う３人

右から荒川京子さん、三瓶トシ子さん、三瓶芳子さん

農業歴史スポット
～もとみやかるた～

・本市のさまざまな歴史・文化・伝説を題材にした「もとみやかるた」、そのなかには、農業の歴史に関するかるたもいくつかあります。
例えば・・・

ち　血にじませて　荒地を農地に　青田原

→本市の青田地区、荒井地区にまたがって存在する青田原地区は、かつては荒れ野原でしたが、開墾が進められ現在は美しい水田地帯になっています。

青田原地区にはかつての開墾の記念碑があります。

荒井字青田原

・農業に関するかるたは他にもあります。かるたに触れて歴史を調べ、現在どうなっているのか、探してみてはいかがでしょうか。

農地等の利用に関する意見書を提出

農業委員会は、12月20日「農地等の最適化の推進に関する意見書」を高松市長に提出しました。

意見書は本市農業の発展と持続可能な農業の確立を図り、農家の皆様が「自信、誇り、希望」をもって営農できるようにするために毎年提出しています。また意見書に合わせて「農業振興に係る支援及び予算確保などに関する要望」を行いました。

法定化された「地域計画」に不可欠となる「目標地図」の素案作成のため、農業委員会は大きな役割を担うことになりました。これらの事業をはじめ最適化活動を行う上での積極的支援を要望しました。

意見書及び要望の内容は次のとおりです。

意見書を提出する遠藤会長
（右から高松市長、遠藤会長、渡辺会長職務代理者）

◎意見書及び要望の内容

令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見

①農業生産基盤の整備
②担い手支援策の構築
③農業後継者の育成・確保
④地域計画の推進
⑤優良農地の維持確保

農業振興に係る支援及び予算確保などに関する要望

①地域計画の推進に向けた体制整備について
②担い手の育成・確保について
③遊休農地の利活用について
④有害野生鳥獣の対策について
⑤農地中間管理機構との連携について
⑥農業者の農業機械等の購入に対する支援について
⑦農業委員会組織の強化について
⑧農産物価格下落などに伴う農業者に対する支援について

タブレットを導入しました

農業委員会は、業務の効率化やペーパーレス化を目的にタブレットを導入しました。

タブレットの導入により、現在、毎月の定例会では会議資料をタブレットで閲覧しており、ペーパーレス化が推進されています。

今後、毎月の現地調査委員会、農地パトロールや地域計画の素案づくりなど、導入の幅を広げ、さらなる業務の効率化を図りながら環境負荷軽減を目指します。

タブレットを使用した会議の様子

福島県下農業委員会大会に参加

令和5年度の福島県下農業委員会大会が福島市飯坂町の「パルセいいざか」で開催され、本市農業委員会からは遠藤会長ほか10名の農業委員、12名の農地利用最適化推進委員が参加しました。

大会では、「福島大学の食農実践型教育と学生から見た福島県の農業・農村の魅力」を演題とし、福島大学の原田恵美教授による記念講演などが行われました。

大会を通して農業委員会としての役割を再認識し、県内の農業委員、農地利用最適化推進委員が集まり、情報を共有しました。

福島県下農業委員会大会の様子

地域計画作成に向けて

～地域で話し合いを行いましょう～

地域計画とは、農業者や地域の皆様の話し合いにより作成される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

従来の「人・農地プラン」が法定化され、令和7年3月までに計画を公表することが義務づけられました。

今後、高齢化や人口減少などにより農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるなか、地域の農業を維持するために、「誰が・どの農地で・何を・どのように栽培するのか」地域の皆様で話し合いを行います。

10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民などを交えて話し合い、より効果的にするため、後継者などの若い方の参加が大切です。

本市では現在、15地区に区分けをし、話し合いの中心となる機関（農業委員会、農地バンク、JAなど）により、事前話し合いを行っています。今後、皆様の地域で話し合いを行ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

糠沢6区での話し合いの様子

地域計画作成・実行までの流れ

令和５年４月～令和７年３月末

①話し合いの場の設置・協議 → ②話し合いの結果の取りまとめ・公表 → ③協議の結果を踏まえ、地域計画（目標地図を含む）の案を作成 → ④地域計画の案の説明会の実施・関係者への意見聴取 → ⑤地域計画の案の公告 → ⑥地域計画の策定・公表 → ⑦地域計画の実行・随時更新

和田・糠沢地域の中山間地域の指定について

○中山間地域の指定について

令和5年4月1日より、旧和木沢村（うち和田・糠沢地域）が『福島県過疎・中山間地域振興条例』に基づき、「中山間地域」に指定されました。中山間地域に指定されると左記のようなメリットがあります。

事業内容等	メリット
中山間地域農業農村総合整備事業（中山間地域における農業用道水路・ほ場整備など）	事業補助の裏分について公共事業等債（起債）が活用可能（充当率 90%）
産地生産基盤パワーアップ事業（農業者団体など）（水稲・大豆・麦など）	取組下限面積用件の緩和［50ha］→［10ha］
中山間地域等直接支払交付金事業	国 1/2、県 1/4、市 1/4

お問い合わせ 本宮市産業部農政課
TEL0243-24-5385

「認定農業者」になってみませんか

■認定農業者とは

認定農業者とは、自らの農業経営を改善しようとする意欲ある農業者のことであり、市が認定し、関係機関・団体が一体となって認定農業者を支援するのが認定農業者制度です。いわば、今後の日本の農業を担うプロの農業者を育成するための制度です。

■認定農業者になるには

認定農業者になるためには、今後5年間で、どのような経営を行っていくかの目標と、達成するための方法を記入した「農業経営改善計画書」を作成する必要があります。この「農業経営改善計画書」を市が認定することで認定農業者になることができます。認定にあたっては、現在の経営状況が問題となるのではなく、経営の改善を図ろうとする意欲を重視します。所得の高低や性別、兼業であるかないか等を問わず認定の対象となります。

■認定農業者になると（メリット）

認定農業者になると、国や県、市の様々な関係機関、団体より農業経営を改善できるような支援を受けることが出来ます。その支援策を紹介します。

①本宮市認定農業者育成事業

認定農業者を含む生産団体及び集落営農組織の施設及び機械等の整備に要する経費について補助金が受けられます。

②低利の制度資金と利子助成

認定農業者向けの有利な制度資金が用意されています。「農業経営改善計画」に沿った資金計画であれば、経営状態の確認後、融資の認定が受けられます。

③税制上の特例

認定農業者が農業経営基盤強化促進法により農地の集積（借受け）を行うと、登録免許税や不動産取得税が軽減されます。

④水田経営所得安定対策（ナラシ・ゲタ）

一定の経営規模要件等を満たすことにより、米、麦、大豆等を対象とする水田経営所得安定対策に加入することができます。

⑤農業者年金

保険料の国庫助成があり、支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となる税制面の特例が受けられます。

☆本宮市では、認定農業者になられた方は、本宮市認定農業者連絡協議会に加入いただけます。加入しますと、先進地研修会を初めとした様々な研修会や、農業委員会との情報交換会、宝船の作成などの各種行事に参加することができます。

㈱おしの農場での視察研修の様子
（山形県天童市）

しらさわ秋祭り（宝船）

※詳しくは 本宮市産業部農政課まで お問い合わせ下さい。
お問い合わせ TEL0243-24-5385

本宮若手農業団に入団しませんか！

本宮若手農業団は、楽しく活動し、協力しながらおいしい農産物をつくり、農業の魅力を伝える若手を中心とした農業者団体です。

入団したい、一緒に本市の農業を盛り上げたいという方は本宮市産業部農政課までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ　TEL0243-24-5385

農地の賃借に関して

～利用権設定を利用している農家の皆様へ～

現行の農用地利用集積計画による利用権の設定が令和７年３月末をもって終了となります。令和５年４月から地域計画を策定・公表した地区の貸借は農地中間管理機構を介しての手続きになります。

※令和７年３月まで（地域計画を定めるまで）は経過措置期間があります。
※令和７年３月までに締結した利用権は期間満了まで有効です。

お問い合わせ　公益財団法人福島県農業振興公社
（安達拠点　地域マネージャー）
TEL080-3754-3066

有害鳥獣から農地を守ろう

～狩猟免許取得などに補助があります～

市では農作物への鳥獣被害を防ぐために、次の補助金を交付しています。

❶新規狩猟者免許取得費補助

▶**交付対象者**／次の条件に当てはまる方
- 狩猟免許または鉄砲所持許可を新たに取得する方
- 新たに狩猟免許を取得後は本宮市鳥獣被害対策実施隊へ加入し、鳥獣被害防止活動に参加することができる方

▶**対象経費**／狩猟免許取得および鉄砲所持許可に係る費用
- 補助率：２分の１以内

❷電気柵購入補助

▶**交付対象者**／本宮市内の農業者および農業者が組織する生産団体

▶**対象経費**／農作物への鳥獣被害を防止するための電気柵購入費用
- 補助率：６分の１以内

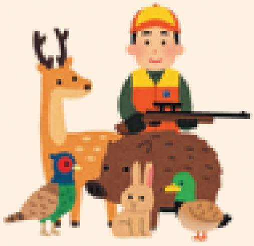

お問い合わせ
本宮市産業部農政課
TEL0243-24-5386

全国農業新聞を読もう！

～農業に役立つ情報がいっぱいです～

全国農業新聞は、農業委員会ネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。お申込みは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

●**発行日／毎週金曜日**　●**購読料／月額700円**

本市の記事も掲載されます！
（令和５年 11 月に掲載された記事です。）

目で楽しめる農地保全を
遊休農地に景観植物など多彩に活動
本宮市 本宮高松内…

農地の手続きについて

農地の売買、貸し借りや転用を行う場合は、農業委員会への許可申請や届出が必要です。各種手続きを計画される際は農業委員会へご相談下さい。

- **農地の売買、貸し借りの手続き**
  →農地法第3条申請、利用権設定関係
- **農地転用の手続き**
  →農地法第4条申請、第5条申請
- **非農地証明の手続き**
  →現況確認証明申請書

※QRコードにより、ホームページから申請書をダウンロードすることができます。

農業委員会だより 記事の募集

農業に関してのイベントや情報がありましたらご連絡下さい。ご協力お願いいたします！

農業者年金に加入しましょう！

～若い今こそ年金アクション！～

❶35歳未満で条件を満たせば**1万円から加入可能**
❷認定農業者など条件を満たせば**国庫補助**
❸税制面で大きな**優遇措置**

→こんな方が加入できます…
(1)国民年金第1号被保険者
(2)年間60日以上農業に従事している方
(3)20歳から60歳までの方
（国民年金加入者は65歳まで加入可能）

※詳しくは農業委員会にご相談下さい。

農業委員会定例会日程（申請書の締切日）

定例会日程	申請書締切日
3月22日	3月1日
4月22日	4月1日
5月22日	5月1日
6月20日	6月3日

※日程変更になる場合がありますのでご了承ください。

編集後記

今年の正月は、元旦に能登半島地震、２日に羽田空港衝突事故と続き、被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

農業に関しましては、高齢化や人口減少などの影響により離農が進み、またそのスピードが速くなったようにも感じます。農業委員会は、農業者の代表として、皆様がより良い農業が行えるように努めてまいります。

広報に関しましては、この度、昨年６月に発行した「本宮市農業委員会だより第30号」が、県農業委員会情報誌コンクールにおいて福島民友新聞社長賞を受賞しました。今後もさらに充実した内容をお届けできるよう努めます。

（遠藤　栄太郎）

広報編集委員
・渡辺　善幸　・川名　良子
・遠藤　栄太郎　・阿部　修司
・石橋　広基　・三瓶　和彦

■2024年（令和6年）2月1日発行　■発行／本宮市農業委員会　■編集／本宮市農業委員会広報編集委員会
〒969-1192　福島県本宮市本宮字万世212番地　☎0243-24-5387　FAX 0243-34-3138
電子メール nouchi@city.motomiya.lg.jp